

第6回代表者会の内容について

1 市議会自治基本問題調査特別委員会との意見交換会(1月29日予定)の進め方について

- ・ 市民会議代表者会が主催する形で、事務局(企画政策課)が司会進行する。
- ・ 議事進行
 - 「前文、目的」、「住民投票制度」、「市議会の責務」、「自治基本条例の最高規範性、改正手続」のそれぞれの項目について
 - ① 代表者会が、タタキ台及び考え方を説明する。
(説明者 ?)
 - ② 特別委員会が、「まとめ」の考え方を説明する。
統一された考えについては栗田委員長が、統一されていない考えについては会派ごとに説明する。
 - ③ 意見交換
互いに質疑応答 (誰が質問するか?)

2 前回の議論の確認

自治基本問題調査特別委員会との意見交換にあたって

- (1) 全体について
 - ・ 条文の形に整理したものを示し、それをお互い共通のタタキ台として意見交換を行う。
- (2) 「前文」、「目的」について
 - ・ 特別委員会がイメージする「上越市らしさ、上越版らしさ」がわからないと議論ができない。意見交換会で特別委員会のイメージを率直に質問する。
- (3) 「住民投票制度」について
 - ・ 市民会議の考えとして、「常設型」の住民投票条例が望ましいとする。
 - ・ 市民会議の思いの根幹は、「白紙委任ではない」ということである。
 - ・ 「常設型」にするかわりに、ある程度ハードルは高くすべきである。ハードルを高くするかわりに、議会の関与はさせない。「白紙委任ではない」という根幹からも
 - ・ 市民、市長、議会の三者が発議権を持つ。
 - ・ 自治基本条例には基本的な部分のみを定め、詳細は住民投票条例で定める。
 - ・ 市民会議の思いはタタキ台に全て盛り込まれている。
- (4) 「市議会の責務」について
 - ・ 特別委員会が提案している「議員の責務」については、市民会議でもそれらの議論を全部積み重ねたうえで「規定する必要はない」と判断したという、これまでの市民会議での議論の経過を説明する。
 - ・ 「議員の品位と議会の品格保持」については、逆に「市民の責務」として規定する。

- ・ タタキ台の最初の4行は難しくて長いので、箇条書きに整理する。
- ・ 市民、市長、議会の三者が対等であるかどうかの議論は、今後も整理が必要である。
「前文」の「私たち」は、「市民」をイメージしている。
- ・ 「行政」など、言葉の定義は今後も整理が必要である。
- ・ 市民会議の思いはタタキ台に全て盛り込まれている。

3 「自治基本条例の最高規範性、改正手続」について

- (1) 市民会議の思いがタタキ台に漏れていないかを確認
- (2) 特別委員会のまとめについて、入れ込むべきかを議論
- (3) 意見交換会に向けての考え方を整理

4 「都市内分権」について

- ・ 「上越市における都市内分権及び住民自治に関する調査研究報告書」の市長への提出について（1月10日に市長へ提出。市民会議市民委員には送付済）

5 代表者会の開催日程の追加案について

1月29日（月）	意見交換会
2月15日（木）	第7回代表者会
2月27日（火）	追加開催
3月8日（木）	第8回代表者会
3月22日（木）	追加開催
3月下旬	全体会

6 自治基本条例策定検討委員会について